

平成 28 年 11 月 29 日

**CPMI・IOSCO 市中協議報告書「店頭デリバティブの主要データ項目  
(固有取引識別子・固有商品識別子を除く)の調和<第2弾>」に対するコメント**

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI) と証券監督者国際機構 (IOSCO) が本年10月19日に公表した市中協議報告書「店頭デリバティブの主要データ項目 (固有取引識別子・固有商品識別子を除く) の調和<第2弾>」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本店頭デリバティブ報告に関しては、国際的に利用可能な単一のシステム (プラットフォーム) の構築により、報告項目の国際的な調和や当局の監督においてはメリットが働くと思われるものの、導入に当たっては、金融機関におけるシステム導入等の過剰なコスト負担とならないよう、必要最小限の対応にとどまるよう配慮いただきたい。

なお、我々は、店頭デリバティブ取引に係る取引情報の報告者の立場から、民間金融機関における実務を踏まえ、実務上の観点からコメントするので、本件検討に当たり、我々の以下のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

**【各論】**

市中協議報告書において提示された以下の報告項目 (2.1, 2.5, 2.20) に対して、下記のとおりコメントするのでご検討いただきたい。

**1. 「2.1 Reporting timestamp」について (p. 6, p. 35)**

(コメント)

当該明細について、リアルタイム報告を最初に送信した日時を Reporting timestamp とし  
ていただきたい。

(理由)

記帳内容が一部変更となった場合、システムを通じてその都度報告し直す仕組みになっている。もし報告がなされた日時を Reporting timestamp とした場合、報告の都度 Reporting timestamp が更新されてしまうため、最初に報告した時点で報告時限を順守していたか判断できなくなる。このため、個々の USI および UTI について、初回に送信した日時を Reporting timestamp とし、それにより報告時限の順守を判断いただきたい。

## 2. 「2.5 Confirmed」について (p.10)

(コメント)

「Unconfirmed」について送信を義務付けるべきではない。

(理由)

「Unconfirmed」についての送信を義務付けられると、報告頻度が増えることになることから、報告者の負担増を考慮し、報告項目としての採用は見合わせるべきである。

## 3. 「2.20 Location of counterparty 1's trading desk」について (p.26)

(コメント)

新規項目として追加する場合には、その必要性について十分に検討すべきである。

(理由)

現在、この概念は報告項目に含まれていない認識だが、当該項目を新規項目として追加する必要があるのであれば、まずは Trading desk の定義の明確化が必要である。

また、当該項目はユーザによる手作業のデータ入力となるような仕組みは望ましくないと考えられる項目であるため、報告するためのシステム開発等が必要となることにも留意すべきである。

以 上